

高度地区アドバイザー要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高度地区の規定書（平成25年千葉市告示第475号。以下「規定書」という）の円滑かつ適正な運用を図るため、市長の要請に応じて、専門的立場から市に対して高度地区の特例に係る意見及び助言等を行う高度地区アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務等)

第2条 アドバイザーは、次の各号に掲げる業務に関し、意見及び助言等を行うものとする。

(1) 規定書第5第1項第4号に規定する建築物の認定にあたっての意見及び助言等に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか規定書の運用などに関して、専門家の助言を受けることが必要な業務

2 アドバイザーは、職務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(選任)

第3条 アドバイザーは、規定書第5第1項ただし書に規定する者のうちから市長が選任する。この場合においては、建築又は都市計画に関してすぐれた経験と知識を有した者からは1名以上選任しなければならない。

(報償)

第4条 市長は、アドバイザーに対し予算の範囲内において報償を行うものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーに関し必要な事項は、都市局長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。